

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十五号

昭和二十五年五月鳥取縣選舉管理委員會告示第十六号を以て告示した參議院議員選舉選舉公報の掲載順序のくじを行う日時を全國選出議員選舉選舉公報に限つて次のように変更する。

昭和二十五年五月十三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

選舉公報の原稿を五月十五日迄に全國選舉管理委員會から送致されたものうち二頁のもの一枚に掲載することが出来るものの数を立候補届出の順序によつて限り、これを掲載すべき順序のくじを五月十六日午後一時に行う。爾余のものについては最後に送付されたものと併せて五月二十日午前九時にこれを掲載すべき順序のくじを行う。

昭和二十五年五月十三日
号 外

土 曜 日

本書は、キヤハ國定規、A五類